

単位：円

	負担段階	介護負担（1割）	居住費	食費	日額	月額（31日）
要介護1	第1段階	743	880	300	1,923	59,613
	第2段階		880	390	2,013	62,403
	第3段階		1,370	650	2,763	85,653
	第4段階		3,000	1,800	5,543	171,833
要介護2	第1段階	815	880	300	1,995	61,845
	第2段階		880	390	2,085	64,635
	第3段階		1,370	650	2,835	87,885
	第4段階		3,000	1,800	5,615	174,065
要介護3	第1段階	894	880	300	2,074	64,294
	第2段階		880	390	2,164	67,084
	第3段階		1,370	650	2,914	90,334
	第4段階		3,000	1,800	5,694	176,514
要介護4	第1段階	969	880	300	2,149	66,619
	第2段階		880	390	2,239	69,409
	第3段階		1,370	650	2,989	92,659
	第4段階		3,000	1,800	5,769	178,839
要介護5	第1段階	1,041	880	300	2,221	68,851
	第2段階		880	390	2,311	71,641
	第3段階		1,370	650	3,061	94,891
	第4段階		3,000	1,800	5,841	181,071

*食費の内訳 朝食：410円 昼食：720円 夕食：670円となっております。おやつ：50円（回）は別途いただきます。

各種加算 I ☆要介護度や負担段階に関係なく共通料金

施設の体制状況や入所者の個別事情によるもの	送迎加算（片道）	194/回	送迎が必要な方へ、送迎サービスを提供した場合
	看護体制加算（Ⅰ）	4/日	常勤の看護師を1名以上配置
	看護体制加算（Ⅱ）	8/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置 病院との連携で24時間の連絡体制の確保
	緊急短期入所受入加算（最大14日）	95/日	状況に応じてケアプランにサービス計画のない利用者を緊急で受け入れた場合
	若年性認知症利用者受入加算	127/日	個別に担当者を定め特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	夜勤職員配置加算	14/日	定数を超えて夜勤職員を配置した場合
	認知症行動・心理症状・緊急対応加算（7日間を限度）	211/日	在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である
	在宅中重度者受入加算	436/日	訪問看護サービスを利用する中重度者の訪問看護職員がショートステイで健康管理等を実施した場合 医療連携強化加算との併算不可
	医療連携強化加算	61/日	重度者の利用を想定した受け入れ態勢を整え、医療機関との連携の強化や緊急時の対応強化をした場合（看護体制加算Ⅱを算定していること）
	療養食加算	8/回	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算
	看取り連携体制加算	68/回	医師より回復の見込みがないと診断され、入所者又はご家族等が看取りをご希望された場合に算定 当施設にて亡くなられた場合、死亡日および死亡日以前30日以下について7日を上限として算定 看護体制加算を算定し、看護職員、病院等との24時間連絡できる体制を確保していること
	口腔連携強化加算	53/回	口腔の健康状態を評価し、歯科医及び介護支援専門員に情報提供を行った場合
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	サービス費および各加算合計の13.6%に相当する分	

*「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を取得された場合は提出をお願いします。

その他の料金 ☆要介護度や負担段階に関係なく共通料金

特別な食事	実費	①入所者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合 ②施設全体の行事食として月1回程度実施 ③各ユニット等で行う食事に関する行事の実施
娯楽・行事費用	実費	入所者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	入所者の希望による業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	100	1通につき（入所証明書、領収証再発行など）
貴重品管理	1,000	当施設で、預金通帳、金融機関届出印、年金証書、現金などを管理した場合
通院費用	実費	30円/ k m（入所者急変時等の緊急時を除く）
電気器具使用料	20/日	ご持参いただいた電気器具を居室内で使用される場合の費用 複数台ご使用いただいても同額のご負担となります ＊冬季のみ使用の電気器具については11月～3月の間の算定
その他の費用	実費	入所者の希望による日常生活上の費用